

事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、ゼロプログラムを定める。
実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長・総括教諭がこれを補佐する。

合言葉「心にかかることは、そのままにしない」



01 法令遵守・服務規程遵守意識の向上

教育公務員としての高いモラルを持ち、社会のマナーやルールを遵守する。

02 セクハラ・わいせつ行為

- 携帯電話。電子メールの取扱いの注意
- 教科準備室の適切な利用の徹底
- 教師と生徒の立場を常に意識した行動をとる。



◇事故事例による研修の実施

03 体罰・不適切指導

- 生徒指導の際、感情に流された指導をしない
- 相手の立場に立った言動を心がける
- 生徒理解に基づく指導の徹底



◇事故事例による研修の実施

重点

04 入学者選抜業務に係る事故防止

- 作業手順とチェック体制を常に点検するとともに、マニュアルに基づく点検を確実に行う。
 - 平成31年1月～平成31年3月を入学者選抜業務事故防止月間とし、職員の意識の向上を図る。
- ◇啓発資料をもとに研修実施

重点

05 成績処理/進路関係書類の作成・取扱い

- 教務基準及び応募規定等の確認の徹底
- 複数チェック(人数・回数)体制の徹底
- マニュアル・点検体制の確認



◇意識啓発のための研修実施

重点

06 個人情報管理・情報セキュリティ対策

- 個人情報の適正な収集及び管理の徹底
- USBメモリ取扱い7原則の確認及び履行



◇意識啓発のための研修実施



07 交通事故防止酒酔い・酒気帯び運転防止

交通法規の遵守に努め、交通事故・違反、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。



◇啓発資料及び事故事例による研修の実施



08 県費・私費会計の適正な執行、不適正経理処理の防止

- 会計担当者説明会を実施し、私費会計ルールを周知する。



◇啓発資料及び事故事例による研修の実施

※ 安全標語による意識啓発及び事故不祥事の防止